

# 国立大学法人東京外国語大学学生に係る懲戒等に関する規程

〔平成24年 3月27日〕  
規則 第72号

改正 平成27年 3月24日規則第61号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和52年4月1日制定）第47条及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則（平成4年4月30日制定）第38条（以下「学則」という。）に規定する懲戒について必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒等の対象とする者)

第2条 この規程において懲戒等の対象とする者とは、言語文化学部、国際社会学部及び大学院総合国際学研究科（以下「学部等」という。）の学生（以下「学生」という。）のことをいう。

2 学部等の科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生に係る懲戒については、この規程を準用する。

(懲戒の対象とする期間)

第3条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象とする行為)

第4条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的倫理に反する行為
- (6) 学生の学修、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 試験等における不正行為
- (8) その他学生の本分に反する行為

2 前項各号につき、別に規程等が定められている場合、その規程等に従うものとする。

(懲戒の効果)

第5条 学則に定める懲戒の効果は、次のとおりとする。

- (1) 懲戒退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。この場合、懲戒後の本学への再入学は認めない。
- (2) 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。
- (3) 訓告は、学生の行った行為の責任を確認し、その将来を、書面をもって戒めるものとする。

(停学の期間)

第6条 停学の期間は、無期または1か月以上6か月以下の有期とする。

## 第7条 削除

(調査の付託)

第8条 学長は、懲戒の対象となりえる行為（以下「事案」という。）を確認したときは、直ちに学部等の長（以下「部局長」という。）に事実調査を命ずる。

2 部局長は、事案の調査を学部・大学院学生委員会（以下「学生委員会」という。）に付託する。

(事実関係の調査)

第9条 学生委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び当該学生に対する事情聴取を行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が公共機関に拘束されている等の理由で事情聴取が行えないときは、可能となるまで延期することまたは中止することができる。

3 学生委員会は、当該事案に係る事実調査に当たり、本学関係委員会等の協力を得ることができる。

4 学生委員会は、当該事案に係る事実調査に当たり、本学の学生、教職員等から事情聴取を行うことができる。

5 当該学生に対する事情聴取の際には、当該学生の所属する部局長が同席する。

6 学生委員会は、調査結果を部局長に報告する。

7 部局長は、学生委員会の調査報告により、懲戒の要否及び懲戒の内容について学部等教授会の議を経て、学長に報告する。

(自宅待機)

第10条 学長は、ハラスメント行為の防止その他の教育上の配慮が求められる場合は、懲戒の対象となる行為を行った学生に対し、懲戒が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

2 学長は、自宅待機を命じた学生に、授業科目の履修、大学施設の利用及び課外活動への参加を制限することができる。

3 自宅待機の期間は、停学期間を含めるものとする。

(懲戒処分の決定)

第11条 学長は、第9条第7項の調査報告により、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、懲戒の処分を決定する。

2 評議会は、懲戒の審議に先立ち、当該学生に対して、口頭または文書による意見陳述の機会を与えなければならない。

3 前項に定める意見陳述の機会の付与について、当該学生が与えられたにも関わらず、欠席し、または弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとする。

4 学長は、第1項の議を経て懲戒等の処分をする。

(懲戒処分の通知)

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、学長より懲戒処分理由を記載した処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

3 懲戒は、学生に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

4 学長は、懲戒処分を行った旨を当該学生の保証人に連絡する。

(公示)

第13条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。

2 公示する事項は、所属等、学年、懲戒の種類、懲戒理由とする。

3 公示期間は、1か月とする。

4 学長が特段の事情があると認める場合、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(無期停学の解除)

第14条 学長は、特段の事情があると認める場合、当該学生が所属する学部等の意向を確認し、評議会に諮ったうえ、無期停学を解除することができる。

(懲戒処分等の決定前の休学または自主退学)

第15条 学長は、懲戒対象行為を行った学生が、懲戒処分等の決定前に休学または自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(再調査)

第16条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に不服申立てをすることができる。

2 学長は前項の不服申立てを受理したときには、速やかに再調査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再調査の必要があると認めたときは、学長は、部局長に再調査を要請するものとする。

4 再調査の手続は、第9条及び第10条から第12条までの規定を準用する。

(厳重注意)

第17条 学長または部局長は、懲戒に相当しない場合でも、教育的指導の下に文書または口頭により学生に厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

(その他)

第18条 停学中及び自宅待機中における学内試験の受験及び履修手続きは、次のとおりとする。

(1) 停学中及び自宅待機中の受験は認めない。

(2) 停学中及び自宅待機中の履修手続きは、本学が定めた履修手続き期間に行うことができる。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長の承諾を経た後別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に外国語学部在学者(以下「外国語学部在学者」という。)及び同年4月1日以降に外国語学部在学者の属する年次に入学する者並びに平成24年3月31日に大学院地域文化研究科に在学する者については、在学期間中この規程を適用する。

3 東京外国語大学学生に係る懲戒等に関する申し合わせ(平成14年1月31日評議会決定)は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に外国語学部または大学院地域文化研究科に在学する者については、在学期間中改正後の東京外国語大学学生に係る懲戒に関する規程を適用する。